

地域新エネルギー導入加速化調査支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 地域新エネルギー導入加速化調査支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 「新エネルギー」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例第108号）第2条第2号に定めるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱又は電気をいう。以下同じ。）又はエネルギーの利用形態をいう。

(目的)

第2条 この補助金は、地域における新エネルギーの導入促進を図るため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等（以下「新エネルギー等」という。）に基づいた具体的な導入可能性調査等に対して、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市町村
- (2) 市町村（複数の市町村を含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新エネルギー等に位置づけられているプロジェクト、実証実験及び事業の可能性を調査するための事業であって、かつ、次項に定める事業とする。

- 2 前項に定める事業については、次のいずれにも該当していなければならない。
 - (1) 他の道事業に採択されたことがない事業であること。
 - (2) 国又は道の出資する団体からの助成金等の交付を受けたことがない事業であること。

(補助対象経費、補助率及び限度額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために必要な別表の経費とする。また、補助率及び限度額についても同表のとおりとする。

(事業計画の提案)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、事業の内容等を記載した事業計画を提案し、知事の認定を受けるものとする。

2 事業計画の提案は、事業計画書（別記第1号様式）を提出することにより行うものとする。この場合において、当該事業計画書の提出は、所轄の総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という）を経由するものとする。

(有識者会議の開催)

第7条 知事は、前条の規定により事業計画の提案があった時は、有識者会議を開催する。

- 2 有識者会議においては、前条の規定により提出された事業計画書について、次の観点で意見を聴取するものとする。
 - (1) 当該市町村の新エネルギー等に基づくものであること
 - (2) 事業可能性調査の内容に具体性があり、新エネルギーの導入推進に資するものであること
 - (3) 事業可能性調査対象事業について、その内容が実用段階にあるものであること
 - (4) 地域特性を十分活かした効果的な新エネルギーの導入に向けたものであること
 - (5) 道内への波及効果が高いなどのモデル性の高いものであること。

(事業計画の認定)

第8条 知事は、有識者会議の意見を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に意見を付して認定を行うことができる。
- 3 知事は、事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 事業計画の認定を受けた補助対象者は、総合振興局長等に対し、別に指定する期日までに、補助金等交付申請書（経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式。以下「経済第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付の申請を行うものとする。

- (1) 事業計画書（経済第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- (3) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (4) 事業予算書（経済第11号様式）
- (5) 資金収支計画書（経済第23号様式）
- (6) その他知事が別に指示する書類

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第10条 総合振興局長等は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金等交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請を行った者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第11条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第14号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により総合振興局長等の承認を受けなければならない。

（事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第15号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の経費の配分の変更）

第13条 補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更承認申請書により総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

（補助事業の内容の変更）

第14条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更承認申請書により総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合で、その事業量又は事業費について、20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち、規則第23条第4号及び第5号に規定する知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。
- 4 補助事業者は、第2項の処分制限財産について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）」で定める耐用年数を経

過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。

- 5 補助事業者は、前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- 6 知事は、前項で定める場合を除くほか、補助事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

（産業財産権等に関する届出等）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に別記第 2 号様式により総合振興局長等に届出しなければならない。

（実績報告）

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 11 条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月 20 日のいずれか早い日までに、経済第 19 号様式の補助事業等実績報告書を総合振興局長等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- （1）事業実績書（経済第 2 号様式）
- （2）経費の配分調書（経済第 10 号様式）
- （3）補助金等精算書（経済第 20 号様式）
- （4）事業精算書（経済第 22 号様式）
- （5）補助事業において作成した調査報告書等の写し
- （6）第 15 条第 3 項に規定する処分制限財産の台帳の写し
- （7）その他知事が別に指示する書類

（消費税等）

第 18 条 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 3 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第 19 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第 15 条第 2 項に規定する処分制限財産を有し、同条第 4 項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理し、保管しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第 20 条 総合振興局長等は、第 17 条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 21 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(事業の実施状況の報告)

第 22 条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業の実施状況について、別記第 4 号様式により総合振興局長等に報告しなければならない。

- 2 総合振興局長等は、必要に応じて、補助事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 補助事業者は第 1 項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後 2 年間保存しなければならない。

(収益納付)

第 23 条 総合振興局長等は、前条の規定による報告書により、補助事業者に当該補助事業の産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与等により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付(補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限る。)させることができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第 24 条 総合振興局長等が補助金の交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達)」第 1 号様式に定める交付の条件のほか、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 22 条第 1 項及び第 3 項並びに前条の条件を付すものとする。

(成果の発表等)

第 25 条 総合振興局長等は、補助事業の名称、補助事業の概要、補助事業者名、所在市町村名、補助金額を公表するものとする。

- 2 総合振興局長等は、第 17 条及び第 22 条に規定する報告書を、本道における新エネルギーの導入促進のために活用し、必要に応じて補助事業者に事業の成果等を発表させることができる。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 6 月 6 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 2 月 28 日から適用する。